

甲 下 審 第 9 号

令和8年(2026年)3月12日

甲賀市長 岩 永 裕 貴 様

甲賀市下水道審議会

会 長 的 場 計 利

下水道使用料の改定について (答申)

令和7年(2025年)8月8日付け甲 水 総 第219号で諮問を受けた上記について、次のとおり答申します。

1. 答申の考え方

1) 甲賀市下水道事業の現状と使用料改定の必要性

平成16年10月の合併以降、合併協議会で決定された使用料体系を採用され、以後一度も下水道使用料の改定はなされていません。また、利用者負担の公平化・均一化を図るため、平成23年から公共下水道使用料と農業集落排水施設使用料を同一の算定方法とした料金体系となっています。

平成28年4月から地方公営企業法を適用し、経営戦略に基づき財政健全化に取り組まれています。汚水処理に必要な経費を使用料で賄うことができず、一般会計からの繰入金に頼った経営となっています。

一方で、施設の老朽化によって経費の増大が見込まれることから、この経費を縮減するため、農業集落排水処理施設の公共下水道への接続による施設の統廃合や更新が進められています。

また、滋賀県汚水処理施設整備構想に基づき、令和10年度を目標に整備が進められている信楽地域や世帯の分化等に伴う水口地域、甲南地域での接続件数の微増が見込まれるものの、人口減少、節水機器の進化や節水意識など生活形態の変化による水需要の減少から、今後、使用料収入の大きな増加は見込めない状況にあります。さらには、施設の耐震化対策や物価高騰に伴う維持管理経費の増加に加え、令和8年度からは滋賀県が管理運営を行っている滋賀県琵琶湖流域下水道事業の維持管理負担金の大幅な値上げが行われるなど、本市の下水道事業の経営環境はより厳しくなると見込まれます。

については、能率的な経営の下における適正な原価を基本として、将来にわたって安全で快適な下水道サービスを持続的かつ安定的に提供し、地方公営企業の健全な運営を確保するためには公正妥当な使用料とする増額改定はやむを得ないと判断しました。

2) 使用料改定の考え方

具体的な下水道使用料設定の考え方は、次のとおりとしました。

- ① 安定的かつ持続的な経営ができる水準として、経費回収率100%以上を維持することとし、使用料収入で汚水処理に必要な経費を確保する。
- ② 収益的収入の一般会計からの基準外繰入金を、令和9年度から令和16年度までの合計額の30%削減することとし、独立採算の原則に向けて段階的に抑制する。
- ③ 市民生活への影響を考慮し、2段階での改定とする。
- ④ 人口減少等による使用料収入の大きな増加は見込めない状況から、安定経営のためには基本使用料で固定的経費を賄うことが望ましい。

しかし、下水道事業は固定的経費が収益的支出の大部分を占めることから、基本使用料は固定的経費の概ね30%とする。

- ⑤ 環境や下水道施設に対する負荷を考慮し、排水量の増加に応じて単価が高くなる逓増型の従量使用料を継続する。
- ⑥ 一般家庭が最も多い区分への影響をできるだけ抑える。
- ⑦ 事業所も規模に応じて適正な使用料区分に再編成する。
- ⑧ 特定の区分だけが極端な上げ幅とならないように配慮する。
- ⑨ 公衆浴場排水の使用料は、公衆衛生の向上に寄与していることを考慮し、据え置きとする。

2. 改定後の水準と体系

下水道使用料については、現行より約30%の改定率、第1段階で約15%、第2段階で約15%の上げ幅とし、下表の水準及び体系とすることが適正と判断します。

【表】 使用料体系案（2か月 消費税抜き）

使用料区分	現行		改定後		
	汚水量区分	単価	汚水量区分	単価	
				第1段階	第2段階
基本使用料	0 ～ 20 m ³	2,476 円	0 ～ 20 m ³	2,800 円	3,200 円
超過使用料	21 ～ 40 m ³	133 円	21 ～ 60 m ³	160 円	170 円
	41 ～ 60 m ³	143 円			
	61 ～ 100 m ³	152 円	61 ～ 100 m ³	180 円	200 円
	101 ～ 200 m ³	162 円	101 ～ 200 m ³	190 円	210 円
	201 ～ 1500 m ³	171 円	201 ～ 1000 m ³	200 円	220 円
			1001 ～ 1500 m ³	210 円	230 円
1501 m ³ ～	200 円	1501 m ³ ～	230 円	260 円	
公衆浴場排水	0 ～ 600 m ³	19,048 円	0 ～ 600 m ³	19,048 円	19,048 円
	601 m ³ ～	71 円	601 m ³ ～	71 円	71 円

本改定により、本年度以降継続すると見込まれる当期純損失が令和12年度には当期純利益に転じ、健全経営に必要な繰越利益剰余金を確保できることとなります。

ただし、社会情勢の変化が激しい現代において、10年間の収支見込には不確定要素も多いことから、第2段階については、令和10年度以降の審議会において、その時点での社会経済情勢や下水道事業の収支状況等を再検証の上、改定の必要性、水準と体系、実施時期等を判断します。

3. 改定の実施時期

使用料改定の実施時期については、将来の利用者への負担を軽減するため、できる

だけ早期に実施することが望ましいが、市民・事業者等への十分な周知期間の確保も必要であることから、第1段階は令和9年5月徴収分（令和9年2月、3月使用分）からとすることが妥当と判断します。また、第2段階は令和12年度を目途とします。

4. 付帯意見

- ① 独立採算制を原則とする下水道事業において、現状の収支見込みから使用料改定はやむを得ないものの、社会経済状況の厳しい中、使用料改定のみ依存せず、維持管理経費の縮減や未収金対策など、更なる経営改善の取り組みが必要です。
また、耐震化や老朽施設の更新などに必要となる費用について、補助事業の活用など財源の確保にも努められたい。
- ② 社会経済情勢や経営収支状況を適時的確に捉え、適正な使用料とするため、概ね5年毎に定期的な検証と見直しをすることが望まれます。
- ③ 下水道使用料の改定は市民生活や事業経営に及ぼす影響が大きいことから、使用者に改定の趣旨や内容等について理解が得られるよう、わかりやすい内容で積極的に情報発信を行い、周知に努められたい。

5. 甲賀市下水道審議会経過

	開催日	審議内容等
令和7年度 第2回	令和7年 8月 8日	<ul style="list-style-type: none"> ・「下水道使用料の改定について」諮問 ・現状、改定の考え方とスケジュールについて
令和7年度 第3回	令和7年 8月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料設定の考え方と時期について
令和7年度 第4回	令和7年 9月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・収支計画および原価計算について
令和7年度 第5回	令和7年10月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・原価計算および下水道使用料体系について
令和7年度 第6回	令和7年11月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料体系について
令和7年度 第7回	令和7年12月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料改定後の収支計画について ・答申（案）について
令和7年度 第8回	令和8年 2月 6日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申（案）について

6. 甲賀市下水道審議会委員名簿

役 職	氏 名	備 考
会 長	的 場 計 利	受益者代表
副会長	金 森 絵 里	学識経験者 立命館大学教授
委 員	藤 田 喜世隆	学識経験者
委 員	波多野 悠 佳	受益者代表
委 員	青 木 さ ち	受益者代表
委 員	市 井 一 彦	受益者代表
委 員	植 西 由美子	受益者代表
委 員	奥 山 正 史	受益者代表
委 員	藤 本 浩 司	受益者代表 株式会社積水化成品滋賀
委 員	本 松 浩 司	受益者代表 株式会社日立建機ティエラ